

資料 I - 2 - 1 - ①

政策評価と国の研究開発評価に関する大綱的指針による評価との関係
(各府省の研究開発評価指針等)

国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)では、研究開発評価の実施に当たって、評価法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととされており、各府省において策定された研究開発評価指針等においても基本的にこの関連付けは同じものとなっている。

区分	研究開発評価指針等
総務省	<p>本指針は、大綱的指針に基づくものであるが、その内容は評価法及び同法に基づき策定された基本方針並びに総務省政策評価基本計画との整合を図っており、政策評価の一環としての研究評価にも対応できるものである。(総務省情報通信研究評価実施指針)</p> <p>本指針による評価は、評価法に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施にあたっては、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。(消防庁研究開発評価実施指針)</p>
財務省	<p>本実施要領は、財務省関税中央分析所において実施する調査・研究について、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を実施するための方法を定めるものである。</p>
文部科学省	<p>評価法、基本方針、文部科学省政策評価基本計画(平成17年3月25日文部大臣決定)に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針に基づき行うものとする。</p>
厚生労働省	<p>評価法、基本方針及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日厚生労働大臣決定)に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施する際は、大綱的指針及び本指針に基づき行うこととする。</p>
農林水産省	<p>政策評価法に基づき基本計画及び実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、基本計画に定める評価結果の決定手続を経た上で公表する。</p>
経済産業省	<p>本指針は、大綱的指針等に沿った適切な評価を遂行するための方法を示す。同時に、政策評価法に基づく基本計画に沿った、経済産業省政策評価のうち研究開発部分の実実施要領としての性格を持つ。</p>
国土交通省	<p>本指針による評価は、評価法に基づく政策と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。</p>
環境省	<p>評価法に基づく環境省政策評価基本計画において政策評価の対象とされたものの評価に当たっては、本指針のほか、環境省政策評価基本計画によるものとする。</p>
防衛省	<p>研究開発評価を行うに当たっては、本指針に従うとともに、大綱的指針の趣旨に沿った適切な評価を行い、かつ、評価法に基づく政策評価と整合を図るものとする。</p>

(注) 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。

資料 I - 2 - 1 - ② 各府省における研究開発を対象とする評価の実施件数

(単位：件)

区分	研究開発課題				研究開発施策				計
	事前	中間	事後	追跡	事前	中間	事後	追跡	
総務省	5	—	3	—	—	—	—	—	8
財務省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	25	—	1	—	—	—	—	—	26
厚生労働省	31	—	515	—	—	28	—	—	574
農林水産省	2	6	3	—	—	—	—	—	11
経済産業省	72	10	—	—	—	—	—	—	82
国土交通省	72	5	23	—	—	—	—	—	100
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	11	—	12	—	—	—	—	—	23
計	218	21	557	—	—	28	—	—	824

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に作成した。

区 分		総 務 省		
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況		「総務省情報通信研究評価実施指針」 平成 18 年 4 月改定（平成 14 年 6 月制定）	「消防庁研究開発評価実施指針」 平成 18 年 8 月制定	
【大綱的指針のポイント（評価関係）】		【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】	【評価書の記載内容】
○ 評価時期の設定 ・ 追跡評価実施の定着化・充実 ・ 研究開発課題等の終了後、一定の時間を経過してから、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することの有益性		事後評価の際に追跡評価の必要の有無を判断 規定あり	規定あり 規定なし	（事後） （該当する評価なし） （事後） （該当する評価なし）
	○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の 3 観点の下、評価項目を設定 （参考）その他の主な評価項目	必要性、効率性、有効性 知的財産に関する取組 等情報通信分野において特に留意すべき観点（公平性、優先性、標準化・相互接続性）	必要性、効率性、有効性 公平性 ・ 公平性、優先性 ・ 標準化・相互接続性、知的財産に関する取組等情報通信分野において特に留意すべき観点	必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 消防防災分野において特に留意すべき観点（実用化・制度化、適時性・緊急性、新技術等への適応性、国際基準との整合性）
・ 評価基準の設定については、設定された各評価項目についての判断の根拠をあらかじめ明確に設定	規定あり ・ 具体的な指標・数値による評価基準を可能な限り活用	記載なし	規定なし	（該当する評価なし）
○ 効果的・効率的な評価システムの運営（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）	時系列的な有機的連携による評価の連続性・一貫性	記載なし	柔軟な評価方法の設定	

（注）「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

区 分	財 務 省	文 部 科 学 省
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「財務省関税中央分析所調査・研究評価実施要領」 平成19年3月改定（平成15年6月制定）	「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 平成17年9月改定（平成14年6月制定）
【大綱的指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 評価時期の設定 ・ 追跡評価実施の定着化・充実	規定あり （事後） （該当する評価なし）	（事後） （該当する評価なし）
・ 研究開発課題等の終了後、一定の時間を経過してから、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することの有益性	規定あり （事後） （該当する評価なし）	（事後） （該当する評価なし）
○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下、評価項目を設定	必要性、効率性、有効性 （該当する評価なし）	必要性、効率性、有効性 （指標、効果の把握の仕方、得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠）
（参考） その他の主な評価項目		得ようとした効果、得られた効果（含む、波及効果）及び両者の比較、効率性、有効性（上位目標の達成に貢献したか）
・ 評価基準の設定については、設定された各評価項目についての判断の根拠をあらかじめ明確に設定	規定なし （該当する評価なし）	・ 得ようとする効果及び上位目標との関係 ・ 想定できる代替手段との比較考量 ・ 公平性、優先性 記載なし
○ 効果的・効率的な評価システムの運営（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）	規定なし （該当する評価なし）	規定あり ・ 各評価項目についての判断の根拠が、いまいごならないよう、予め明確に設定
		個別の課題等から上位の機関や施策・政策に至る効率的な評価システムを構築

（注） 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

区分	厚生労働省	農林水産省
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「厚生労働省の科学技術開発評価に関する指針」 平成20年4月改定（平成14年8月制定）	「農林水産省における研究開発評価に関する指針」 平成18年3月改定（平成13年4月制定、14年5月改定）
【大綱的指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 評価時期の設定 ・ 追跡評価実施の定着化・充実 ・ 研究開発課題等の終了後、一定の時間を経過してから、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することの有益性	必要に応じて追跡評価を実施 規定なし	研究成果の普及・活用状況に関する調査を研究成果公表後概ね5年間実施。また、必要に応じて社会・経済等への効果や波及効果について、掘り下げた調査を実施して、規定あり 規定あり
○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下、評価項目を設定 (参考) その他の主な評価項目	(事前) - (事後) (該当する評価なし)	(事前) - (事後) (該当する評価なし)
○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下、評価項目を設定 (参考) その他の主な評価項目	必要性、効率性、有効性 [基本計画] ・ 公平性、優先性	必要性、効率性、有効性 [基本計画、実施要領] ・ 公平性、優先性
・ 評価基準の設定については、設定された各評価項目についての判断の根拠をあらかじめ明確に設定	規定あり ・ 評価の基準（評価段階、重み付け等）は評価委員会で策定	規定あり ・ 達成目標ごとに達成状況をランク分け（4ランク）により評価を実施[実施要領]
○ 効果的・効率的な評価システムの運営（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）	研究開発評価が機関間等の階層構造の下で重層的に実施されていることや、事前評価から追跡評価まで時系列的に相互に関連・連続して実施されていることを踏まえ、全体として効果的・効率的に運営	規定あり

(注) 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

区 分	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「経済産業省技術評価指針」 平成17年4月改定（平成14年4月制定）	「国土交通省研究開発評価指針」 未改定（平成14年6月制定）
【大綱的指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 評価時期の設定 ・ 追跡評価実施の定着化・充実	(事前) — (事後) (該当する評価なし)	(事前) — (事後) (該当する評価なし)
・ 研究開発課題等の終了後、一定の時間を経過してから、研究開発の直接的成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することの有益性	終了して数年経った事業を対象に、その研究開発活動や成果が産業、社会に及ぼした効果について調査し、現在の視点から総合的に評価	規定なし 規定なし
○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下、評価項目を設定 (参考) その他の主な評価項目	必要性、効率性、有効性 ・ 知的基盤・標準整備等のための研究開発に特有の評価項目を設定	必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性 必要性、効率性、有効性
・ 評価基準の設定については、設定された各評価項目についての判断の根拠をあらかじめ明確に設定	規定あり ・ 「標準的評価項目・評価基準」を策定	規定あり ・ あらかじめ評価基準を明確かつ具体的に設定
○ 効果的・効率的な評価システムの運営（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）	必要がある場合、関連する施策・事業等が有機的に連携をとって体系的に政策効果をあげているか評価（評価の階層構造）	規定なし

(注) 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

区分	環境省	防衛省
各府省が定める評価指針の制定・大綱的指針を踏まえた改定状況	「環境省研究開発評価指針」 平成18年10月改定（平成14年4月制定）	「防衛省研究開発評価指針」 平成20年5月改定（平成14年3月制定）
【大綱的指針のポイント（評価関係）】	【評価指針等の規定】	【評価指針等の規定】
○ 評価時期の設定 ・ 追跡評価実施の定着化・充実	(事前) — (事後) (該当する評価なし)	(事前) — (事後) (該当する評価なし)
・ 研究開発課題等の終了後、一定の時間を経過してから、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することの有益性	研究開発終了後一定期間経過後 規定あり	技術開発：部隊配備後原則として1年程度経過後実施 技術研究：原則として研究完了後5年～10年経過後実施 [研究開発評価実施要領] 規定あり 技術研究：技術基盤の維持及び育成への貢献度[研究開発評価実施要領]
○ 評価項目・評価基準の設定 ・ 必要性、効率性、有効性の3観点の下、評価項目を設定	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)
(参考) その他の主な評価項目	必要性（科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、国費による研究開発の妥当性）、効率性、有効性	必要性、合理性（要求事項、実施計画等）、有効性（達成度、貢献度等）[研究開発評価実施要領] ・ 進ちよく度（中間評価）
・ 評価基準の設定については、設定された各評価項目についての判断の根拠をあらかじめ明確に設定	(該当する評価なし)	(該当する評価なし)
○ 効果的・効率的な評価システムの運営（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）	規定あり ・ あらかじめ評価基準を明確に設定	規定あり ・ 評価の目的に応じて事前に設定することを原則
	時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー、評価システムの運営に関する責任者の設置	評価委員会/評価部会の設置 外部評価の導入

(注) 「評価指針等の規定」については、各府省の研究開発評価指針のほか、政策評価基本計画、政策評価実施計画等による。

区分	研究開発戦略	研究開発政策等	研究開発制度
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発を実施・推進する基本方針（ユビキタスネットワーク社会に向けた研究開発の在り方についてその他の研究開発に関する方針） ●消防防災科学技術推進戦略 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●競争的研究資金（課題公募型） ●重点的研究資金（委託先公募型） ●重点的研究資金（独立行政法人委託型） ●助成金 ●その他の研究開発支援（施設整備等） ●消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金）
財務省	—	—	—
文部科学省	—	<ul style="list-style-type: none"> ●政策評価基本計画における施策、事務事業（研究開発課題を除く）のうち、研究開発に関するもの 	○研究開発課題を運営する制度
厚生労働省	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働科学研究費補助金による各研究事業 ●国立高度専門医療センター特別会計におけるがん研究助成金等による研究事業 ●独立行政法人医薬基盤研究所が実施する基礎研究推進事業及び医薬品、医療機器等の研究開発に対する委託事業 ●特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費による研究事業 ●結核研究所補助金及び放射線影響研究所補助金による研究事業
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ●「農林水産研究基本計画」（平成17年3月30日農林水産技術会議決定）に定められた重点目標 	—	○産学官の連携、競争的環境の整備、若手研究者の育成・流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度
経済産業省	—	<ul style="list-style-type: none"> ●経済産業省の施策のうち研究開発を主たる事業とする施策（政策－施策－事業の政策体系の一部をなすものであり、政策評価基本計画にて定められる） ○複数の事業をまとめた分野別 	○研究開発を始めとする技術に関する制度

国土交通省	—	○特定の行政目的を実現するための研究開発の方策・方針（複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本の方針や戦略的計画は含まない。）	○政策目標を具体化するための研究開発制度等（競争的研究資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等）
環境省	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境研究総合推進費 ●環境技術開発等推進費 ●廃棄物処理等科学研究費補助金 ●地球環境保全等試験研究費（公害防止等試験研究費、地球環境保全試験研究費） ●地球温暖化対策技術開発事業 ●ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業
防衛省	●「研究開発の実施に係わるガイドライン」（平成13年6月）	●複数の事業をとりまとめた分野（例えば、無人機関連技術、NBC関連技術、個人装備関連技術、ネットワーク関連技術等）	○研究開発に関する制度

- (注) 1 各府省の研究開発評価指針等を基に作成した。
2 ●印は、対象が具体的に特定されていることを示す。
3 ○印は、対象が具体的に特定されていないが、対象となる政策の類型を示していることを示す。
4 —は、研究開発評価指針等に記載がないことを示す。